



## 新生児特別給付金の支給について

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの養育に係る経済的な負担を軽減することで子育て世帯の支援を図るため、先般実施された特別定額給付金の支給対象とならなかった新生児の保護者などに対し、新生児特別給付金を支給いたします。

【支給対象者】令和2年4月28日～令和3年3月31日までの間に出生し、出生日から給付金の申請日まで引き続き西都市に住民登録のある新生児を監護し、新生児と生計を同じくする新生児の保護者などで、給付金の申請日において西都市に住民登録のある方

【申請方法】申請書に必要事項を記入し、本人確認書類の写し、受け取りを希望する金融機関の口座が確認できる通帳等の写しを添えて、福祉事務所子育て支援係へ申請してください。 ※該当の方には個別にご案内しております。

【申請期限】令和3年4月30日（金） ※必着

【支給額】新生児一人あたり10万円 ※一度のみの支給となります。

【支給時期】申請書受け付け後、希望された振込口座へ随時支給予定

（文書取扱・問合せ：福祉事務所 子育て支援係 32-1021）

## 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます ～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収証書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、来年の2月上旬に送付されます。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」お問合せ先 ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004

（文書取扱：市民課）

## 敬老行事を開催される関係者の方へ

市では敬老行事の開催に対してお祝い金を支給しております。

本年度は、コロナ禍により敬老行事を開催できず、弁当・記念品等の配付のみ行った集落等もあるかと思えます。そのような場合でも敬老行事祝い金の支給を行っています。

事後の申請でも受け付けていますが、同年度内の申請しか受け付けできませんのでご注意ください。該当する敬老行事開催関係者の方は申込みを検討されてはいかがでしょうか。

申込用紙等は福祉事務所にございますが、市ホームページ内の“申請書ダウンロード”でも取得可能です。以下【申込内容】の記載があれば任意の様式でも構いません。また、支所で申込み受け付けは可能ですが、祝い金の受け取りは福祉事務所となります。

※電話での申込みは受け付けていません。

※事前に申込書を作成する場合、申込書下部の「(受け取り確認)」は記入しないでください。

- 【申込内容】
- ①集落名
  - ②行事開催の日時・場所（記念品等の配付日）
  - ③対象（70歳以上）全員分の氏名及び令和3年3月31日現在の年齢
  - ④関係者の氏名・連絡先  
〔※申請・受け取りに来られる方〕  
〔※昼間連絡のつく番号〕

【申込先】福祉事務所 高齢者福祉係 32-1010

【受付時間】月～金曜日（祝日除く）8時30分～17時15分

（文書取扱：福祉事務所）

## 子宮頸がん検診（都於郡地区館・三納地区館） 延期日程のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で延期になりました検診を以下の日程で実施いたします。

日程	受付時間	検診場所	申込期限
令和3年3月3日 (水)	9時～9時30分	都於郡地区館	令和3年1月27日 (水)
	11時～11時30分	三納地区館	

※申込みは随時受け付けています。定員になり次第受け付け終了です。

※小さなお子さんがいてなかなか検診に行けないお母さんへ

集団検診の場合、検診中にお子さんをお預かりすることができます。  
ご希望の方は申込みの際にお伝えください。

【申込先】健康管理課 健康推進係 43-1146

### ●注意事項

- ・妊娠中の方や妊娠の可能性のある方は、集団検診は受診できませんのでかかりつけの病院で受診してください。
- ・最近6か月以内に不正性器出血（一過性の少量の出血・閉経後の出血等）、月経異常（過多月経・不規則月経等）がある方は、再検査になる可能性があるため医療機関での受診をお勧めしています。
- ・生理中の検診は、再検査になる可能性があるので避けましょう。
- ・着脱の楽な服装で受診しましょう。フレアスカートが便利です。ズボンの場合は、バスタオルをご持参ください。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況により、延期又は中止の可能性がありますので、最新情報を市ホームページでご確認ください。

※市の子宮頸がん検診で受診できるのは、集団検診・個別検診・妊婦健診時のいずれかとなり、年度内に1回のみです。

（文書取扱・問合せ：健康管理課 健康推進係 43-1146）

## 「歯周疾患等検診」はお済みですか ～11月8日は「いい歯の日」です～

歯周病は歯を失う原因の1つで、宮崎県民の4～5割は炎症性の歯周炎（歯肉炎が悪化し、歯を支える骨まで溶けてしまった状態）をもっていると言われています。成人期では歯の喪失が始まり、口腔機能が低下し始め、高齢期では歯周病やむし歯になりやすくなります。また、糖尿病などの生活習慣病や心臓病、動脈硬化などの全身疾患にも影響を及ぼします。

まずは、「歯周疾患等検診」を受けられ、いつまでも健康な歯を保ちましょう。

【対象者】今年度40歳・50歳・60歳・70歳になられる方

【費用】500円

※西都市国民健康保険の方は、250円になります。  
検診時に保険証をご持参ください。

※以下に該当する方は無料です。

- ①市民税非課税世帯の方、生活保護世帯の方  
(市民税非課税世帯の方は世帯の課税証明書を、生活保護世帯の方は生活保護受給証明書を提示してください。世帯の課税証明書はコンビニでは発行できません。)
  - ②70歳の方で後期高齢者医療の障害認定を受けている方  
(検診時に保険証をご持参ください。)
- ※検診当日に保険証等の提示がない場合は、自己負担金が免除されませんのでご注意ください。

【実施期間】令和3年2月27日（土）まで

【場所】市内指定歯科医院（市内12医療機関）

上山歯科医院 43-5556	尾本歯科医院 43-5625	かわの歯科 43-0755
きずな歯科医院 44-6175	こひつじ歯科 クリニック 44-6009	すが歯科医院 43-3743
たかみデンタル クリニック 43-1231	鳥子いき歯科 クリニック 42-3623	野間歯科医院 43-0431
長谷川歯科医院 43-0751	穂北はせがわ 歯科医院 43-6345	みふね通り歯科 クリニック 43-0622

【受診の手順】

- ①上記の指定医療機関へお電話で予約をしてください。
- ②対象者全員の方には4月末に受診券（はがき）を送付しておりますので、その受診券（はがき）を持って受診してください。  
受診券（はがき）をなくされた方は、以下までご連絡ください。

## 65歳以上の方へ

### 結核検診の受診はお済みですか

結核は過去の病気ではありません。全国では今でも1日に43人の新しい患者が発生し、6人が命を落としている重大な感染症です。

結核検診を受けていない方を対象に、11月・12月・1月に各地区館、保健センターにて結核検診を行います。今年度、結核検診を受診されていない方には未受診者ハガキを11月中旬に送付いたします。リフト車が回りますので、必要な場合は結核検診専用の車椅子に乗り換えていただきリフトで上がることができます。

※車椅子等で介助の必要な方は、事前にご連絡ください。

【対象者】65歳以上の住民（年度内年齢）

【料 金】無料 ※病院で受診された場合は自己負担となります。

【日 程】送付されるハガキの裏面をご覧ください。  
※知っ得ガイドの15ページにも掲載しています。

【持参するもの】結核検診受診票（白色のA4用紙）

【結 果】検査結果で異常がない方には、ご連絡いたしません。精密検査が必要な方には、検査の約1か月後にご連絡いたします。

☆医療機関で受診された方は結核検診受診票に証明をもらい、健康管理課または各支所に提出してください。

【受けるときの注意】

金具やボタンのついた服や下着、湿布、エレキバン、カイロ、ネックレスなどははずして撮影します。金具やボタンのついていない服や下着で来ていただくと、そのまま撮影できますので、撮影時間が短時間で終わります。

（文書取扱・問合せ：健康管理課 健康推進係 43-1146）

## 西都市長選挙についてのお知らせ

### 西都市長選挙の日程について

◇告 示：令和3年1月17日（日）

◇投票日：令和3年1月24日（日）

### 立候補を予定されている方へ

立候補予定者に対して、以下の日程で説明会を実施いたします。

◇立候補手続及び選挙運動等説明会

日 時：11月19日（木）午後2時から

場 所：西都市コミュニティセンター2階 図書室

携行品：筆記具

※この説明会時に立候補届出用紙等の関係書類を配布いたしますので、立候補を予定されている方は必ず御出席ください。

※出席は代理の方でもかまいませんが、会場の都合により、1候補者につき2名程度でお願いいたします。

【問合せ先】選挙管理委員会 43-3418

（不在時）総務課 行政係 43-1112

（文書取扱：選挙管理委員会）

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の皆様へ 持ち店舗事業継続給付金の 申請受付期限が迫っています

新型コロナウイルス感染症により影響を受け、厳しい経営状態に直面している事業者の経営継続を支援するため、市内に店舗を所有する事業者に対して給付金を支給します。

本給付金の申請受付期限〈11月30日(月)〉が迫っています。給付をご希望される場合は、お早めに申請してください。

1. 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年2月から9月において、売上高の減少率等が以下のいずれかに該当する店舗を経営する方
  - ・ 1か月の売上高が前年同月比で50%以上かつ10万円以上減少
  - ・ 連続する3か月の売上高の合計が前年同期比で30%以上かつ18万円以上減少※他にも要件があります。
2. 支給額 店舗部分の床面積に応じて、次のとおり支給する。
  - ・ 250㎡以上 50万円
  - ・ 150㎡以上250㎡未満 30万円
  - ・ 150㎡未満 10万円

※申請書類や要件その他詳しい内容は市ホームページをご覧ください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、当面の間、申請の受け付けは郵送のみとします。

※店舗とは、不特定多数の個人（事業者を除く）の来客を前提とする建物です。

(文書取扱・問合せ：商工観光課 産業振興係 43-3222)

## 新型コロナウイルス感染症の影響による 固定資産税の特例措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入が前年の同時期に比べて30%以上減少した対象事業者の方は、令和3年度固定資産税の一部又は全額が減額できる特例措置を受けることができます。

### ■対象事業者

以下の(1)、(2)のいずれも満たす中小事業者等（個人・法人不問）

#### (1)以下の中小事業者等

- ①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（発行済株式の総数の1/2以上が同一の大規模法人により所有されている法人等を除く）
- ②資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ③常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

#### (2)令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の合計収入（当該中小事業者等が行う全ての事業に係る収入の合計額）が、前年の同時期と比較して30%以上減少していること

### ■対象資産

中小事業者等が所有し、事業の用に供する家屋及び償却資産（土地や住宅用の家屋は対象外）

### ■申告方法

認定経営革新等支援機関からの確認を受けた申告書を、別紙（特例対象資産一覧）と令和3年度償却資産申告書（償却資産を所有している方）と一緒に令和3年1月4日（月）～2月1日（月）までに税務課に提出してください。

### ■その他

- 申告書等は税務課窓口や市ホームページから取得できます。
- その他詳細等につきましては、市ホームページをご覧ください。か、税務課 資産税係へお問合せください。

(文書取扱・問合せ：税務課 資産税係 43-1197)

## 生ごみ処理機器購入費の補助について

西都市では可燃ごみ減量を図るため、生ごみ処理機器購入費に対する補助を行っています。随時、生活環境課において申請を受け付けておりますので、ご利用ください。

### 【補助金額】

コンポスト 購入金額の1/2 (1基につき上限5千円)  
電動生ごみ処理機 購入金額の1/3 (1基につき上限2万円)

### 【補助対象金額】

本体購入価格(送料、長期保証料、ポイント還元等による割引分、設置・工事費等は補助対象外)

### 【補助の対象】

- ・補助対象者は、市内に居住し、住民基本台帳に記録されている者
- ・コンポストは一世帯につき2基、電動生ごみ処理機は一世帯につき1基を限度とします。

### 【申請に必要なもの】

- ・領収書(商品名、金額、購入日、購入店名が記載された領収書の原本。申請日よりさかのぼって30日以内の領収書に限ります。なお、インターネット購入の場合は、利用明細書並びに口座引落とし後の金額が判るもの)
- ・購入したものがわかるカタログや取扱説明書等
- ・申請者本人の通帳 ※補助金は口座振込になります。
- ・印鑑(認めでかまいません。シャチハタ不可)
- ・世帯員の市税完納証明書(税務課にて発行)

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

## 資源ごみの持ち去り行為は犯罪です

ごみ集積所に出された空き缶や金属類等(以下「資源ごみ」という。)を持ち去る人がいるとの情報が寄せられています。

西都市の条例により、ごみ集積所に出されたごみの所有権は市のものとなります。

市指定のごみ集積所に家庭から出された「資源ごみ」を市の委託業者以外の者が持ち去ることはできません。

ごみ集積所に出されたごみの持ち去り行為は、「窃盗罪」となり法律により罰せられます。

### ・窃盗罪(刑法第235条)

10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

### 【市からのお願い】

「持ち去り」行為を見つけたら…

- ・警察署へ「110番」通報してください。  
日時、場所、車種、車体の色、ナンバーや行為者の特徴などを控え、情報を提供していただきますようお願いいたします。
- ・危険をともしませんので、行為者に自ら声かけして注意したり、行為者の前で写真撮影したり、行為者の車両を追跡することは絶対におやめください。
- ・通報者の秘密は守ります。

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

## 11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

### 1. 市からのお知らせ

以下の日程で、パネルやパンフレット等を展示します。

- 市役所市民課前ロビー 11月12日(木)～25日(水) 平日午前8時30分～午後5時15分 ※初日のみ正午～
- 市立図書館 11月12日(木)～25日(水) 午前9時～午後7時 ※月曜日は休館日です。

### 2. 国・県からのお知らせ

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間について（宮崎地方法務局及び宮崎県人権擁護委員連合会より）

【強化週間】11月12日(木)～18日(水)

【電話相談受付時間】①平日：午前8時30分～午後7時 ②土・日曜日：午前10時～午後5時 ※通常は平日午前8時30分～午後5時15分

【女性の人権ホットライン専用電話】0570-070-810（法務局全国共通番号）

### 3. その他の女性に対する暴力 相談窓口

配偶者や恋人からの暴力、つきまといやストーーカー行為の被害、売春強要について等の相談	・宮崎県女性相談所 0985-22-3858 / 西都警察署 43-0110 ・NPO法人 ハートスペースM 0985-89-5213
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	宮崎県警察本部相談窓口 0985-26-9110（#9110）
労働に関する相談	宮崎労働局 雇用環境・均等室 0985-38-8821
市役所の窓口	市民協働推進課 43-1204

内閣府では配偶者からの被害者支援サイトを開設しています。 <http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

（文書取扱：市民協働推進課）

## 令和2年度「人権に関するポスター」入賞者をお知らせします

8月の人権啓発強調月間に募集しました「人権に関するポスター」は、小学校5校、中学校1校より合計37点の応募がありました。新型コロナウイルス感染症等の影響により作成期間の短い中、ご応募いただきありがとうございました。

審査の結果、入賞者が決まりましたのでお知らせします。

入賞作品は、人権週間期間中〈12月4日（金）～10日（木）〉に西都原ガイダンスセンター「このはな館」で開催する『人権に関するポスター展』で展示しますので、ぜひご覧ください。

### ○最優秀賞（敬称略）

小学生の部		中学生の部	
妻北小学校6年	渡邊 ひかり	三納中学校2年	長友 咲弥

### ○優秀賞（敬称略）

学 年	学 校	氏 名	学 年	学 校	氏 名	学 年	学 校	氏 名
小学1年	三 財	後藤 正光	小学3年	穂 北	佐藤 椿沙	小学6年	三 財	河野 志帆
	三 財	斉藤 優依		三 納	谷口 心愛		三 財	菊池 亜紀
	三 財	清 咲愛	小学4年	茶臼原	大崎 そら望	中学1年	三 納	安藤 萌乃香
	三 財	日高 空	小学5年	妻 北	安楽 藍子		三 納	甲斐 心温
三 財	山口 ことみ	穂 北		佐藤 穂夏	三 納		木村 好佑	
小学2年	茶臼原	濱砂 怜生	小学6年	茶臼原	佐々木 夢佳		三 納	宮田 岳門
	三 財	川崎 寿莉亜		妻 北	阿萬 暖々果	三 納	河野 麻心	
小学3年	妻 北	濱砂 結愛		穂 北	若松 里桜	中学2年	三 納	中邑 来夢

（文書取扱：市民協働推進課）

## 西都市里山再生支援事業について

市では、放置竹林に対する除伐と新規植栽の事業、採算の合いにくい森林における間伐と除伐の事業、緊急を要する人家周辺の傾斜木等の危険な木について森林所有者に代わって伐採を行う事業を実施します。

なお、森林環境譲与税を財源とするため、森林所有者等に負担はありませんが、予算に限度がございます。

### 【事業区分】

#### 1. 竹林整備

森林所有者による適正な管理がなされず、隣接する森林の生育や人家に影響を及ぼしている放置竹林の皆伐、新規植栽及び下刈り

#### 2. 里山整備

森林所有者による適正な管理がなされず、隣接する森林の生育や人家に影響を及ぼしている放置林、台風等の災害により風倒木や枯死又は著しく損傷した立木のある森林の除伐及び間伐

#### 3. 緊急整備

森林所有者の自助努力だけでは伐採できない、緊急を要するような人家周辺の傾斜木等の危険な立木の伐採

※人家とは、現在人が居住している建物とし、空き家や社寺、墓地は対象外とします。

※森林所有者とは、権原に基づき土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者としてします。

### 【事業実施主体】

森林所有者等の申請により、市が事業を実施します。

採択要件等がありますので、詳細についてはお問合せください。

(文書取扱・問合せ：農林課 林務係 32-1013)

## 宮崎県・市町村合同不動産公売会の開催について

県及び県内の市町村は納税の公平性を確保するなどの観点から、納税に対して誠意のない滞納者には財産の差押えを行っています。その一環として今回、滞納処分により差し押さえた不動産の公売を実施します。

### 1. 公売の日程及び場所

- (1) 入札期間 11月16日(月)～18日(水) ※開庁日のみ
- (2) 入札場所 都城市役所、延岡市役所、日向市役所、串間市役所、西都市役所、高鍋町役場、川南町役場、宮崎県税・総務事務所、日南県税・総務事務所、小林県税・総務事務所
- (3) 開札日時 11月20日(金) 午前10時31分
- (4) 開札場所 宮崎県庁附属棟301号

### 2. 売却方法

期間入札

### 3. 売却物件

別紙公売物件一覧をご確認ください。

また、物件の詳しい情報や公売の手続きについては、宮崎県のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/zeimu/kurashi/zekin/20191001101657.html>

(文書取扱・問合せ：税務課 納税係 32-1001、32-1002)

## 「一日公庫」のご案内

西都商工会議所では、日本政策金融公庫とタイアップし、個人企業及び法人企業を対象に「一日公庫」を開催します。

「一日公庫」とは公庫から融資相談員に出向いていただき、「当日、その場で融資の決定を行う」というものです。通常のお申込みより早くご融資ができます。

新型コロナウイルス感染症に備えた資金計画や年末に向けた資金確保など、間近になって慌てないよう、早めの資金の手当をお勧めします。ご相談だけでもお受け致しますので、お気軽にご来所ください。

【日 時】 12月9日(水) 10時～16時

【場 所】 西都商工会議所

【相談員】 日本政策金融公庫宮崎支店 融資担当者

※相談には事前予約が必要です。以下「お問合せ先」までご連絡ください。

※相談をご希望の方は11月27日(金)までに申込書、決算書等を商工会議所までご提出ください(申込書は西都商工会議所窓口にあります)。

※ご相談内容等によってはやむを得ずご希望に添いかねる場合や若干の日数を要する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

「お問合せ先」 西都商工会議所 43-2111

(文書取扱：商工観光課)

## 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

○事業主の皆様へ

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取り組みが、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

### 【労働時間等の改善に関すること】

事業主の皆様は、「労働時間等設定改善法」に基づき、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取り組みが行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ①週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること
- ②発注内容の頻繁な変更を抑制すること
- ③発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること

### 【事業者間の良好な取引関係の構築に関すること】

「下請中小企業振興法」に基づく「振興基準」には親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が次のとおり定められています。

- ①親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう。
- ②発注内容は明確にしましょう。
- ③対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう。

※中小企業の取引上の悩みは、下請かけこみ寺(0120-418-618)にご相談ください。

【問合せ先】 宮崎労働局 雇用環境・均等室 0985-38-8821

(文書取扱：商工観光課)

## 離乳食講座（ピヨピヨ学級）のご案内

**\* さいとくポイント進呈対象事業です \***

赤ちゃんとの生活に慣れてきた頃、そろそろ離乳食が始まります。「うまく作れるかな?」「ちょっと面倒かな?」そんな保護者のために、簡単に作れるコツをお伝えします。「家族のごはんを赤ちゃんに合わせてひと工夫」のとりわけメニューを、いっしょに楽しく作ってみませんか。

離乳食の進め方がわからない、どのくらいの量をあげていいかわからないなどのお悩みをお持ちの保護者の方、ぜひご参加ください。

日 時：12月3日（木）  
午前10：00～11：30（受付 午前9：45～）

場 所：西都市児童館

対 象：生後3か月～1歳3か月児及び保護者（定員5組）  
※初回の方を優先させていただきます。

内 容：栄養士による離乳食の話  
離乳食調理実習・離乳食の試食  
個別相談

持参する物：母子健康手帳、お子さんの飲み物  
エプロン・三角巾、抱っこひも

参加希望の方は11月26日（木）までに健康管理課（43-1146）までお電話ください。必ず申込みが必要です。

※新型コロナウイルス感染症の状況等により中止の可能性がありますので、最新情報を市ホームページ等でご確認ください。

（文書取扱：健康管理課 健康推進係）

## 「オレンジカフェ」を毎月開催しています

11月は「参加者同士の交流会」を行います。

「オレンジカフェ」とは「認知症カフェ」とも呼ばれ、認知症の方やその家族、支援をする方などが集い、情報交換をしたり、お互いに悩みや困りごとなどを共感し合える場でもあります。

今月は、参加者の皆さんと一緒に日頃の生活や介護等の意見交換を中心に開催します。もの忘れで悩んでいるご本人やご家族はもちろん、現在介護されている方だけでなく介護経験のある方など、たくさんの方々の参加をお待ちしております。

【開催日】11月26日（木）13：30～15：00  
※毎月第4木曜日  
※12月は12月10日（木）開催です。

【開催場所】うからや（妻町2丁目53番地）※駐車場は建物裏

【対象者】市内在住で認知症の人・家族・関心がある人や機関等

【内 容】お茶を飲みながら参加者同士の交流会等

【参加費】無料

【申込先】

西都市南地区地域包括支援センター 41-0511（担当：小牧）

西都市北地区地域包括支援センター 32-9595（担当：水間）

※参加希望の方は電話にてお申込みください。当日参加も可能です。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止となった場合は、個別にご連絡をいたします。

（文書取扱：健康管理課 地域包括ケア推進係）

市公民館  
「門松づくり講座」受講者募集

正月に玄関を彩る飾りの1つと言えば「門松」ですが、なぜ竹を束ねているのに門「松」と呼ぶのか、皆さんはご存じですか。言われてみれば不思議な飾り門松を、今年は自分で作ってみましょう。

門松の作り方はもちろん、由来や歴史、新年を迎える心構えまで。プロの話で楽しく学んだあとは、ご自宅を手作り門松で飾れます。

いつもとは一味違う新年を迎えたいアナタの参加、お待ちしております。

- 【募集】20名  
【日程】12月13日(日)  
【時間】13時～16時  
【場所】西都市公民館 2階会議室  
【対象】西都市内在学の小・中学生とその保護者  
※ノコギリ等の刃物を使いますので、低学年のお子様は保護者が同伴するなどの配慮をお願いします。  
【備考】受講料は無料です。各自軍手をお持ちください。  
動きやすく、汚れても良い格好でご参加ください。  
【締切】11月30日(月) ※応募多数の場合は抽選になります。  
【その他】作成する門松のサンプルをホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。  
[http://www.city.saito.lg.jp/kenko\\_kyoiku/shogaigakushu/post\\_1208.html](http://www.city.saito.lg.jp/kenko_kyoiku/shogaigakushu/post_1208.html)  
【申込方法】社会教育課へ直接または電話(43-3479)でお申込みください。受付時間は平日の8時30分～17時15分です。

(文書取扱：社会教育課 社会教育係)

働く婦人の家主催  
「アラカルト料理」講座  
～冬野菜のラザニア～

\*さいとくポイント進呈対象事業です\*

毎回違うジャンルの料理を単発形式で学べる料理講座です。今回は冬にぴったり熱々の冬野菜のラザニアです。クリスマスやおもてなし料理に、ぜひ作ってみませんか。

- 【開講日】12月5日(土) 10時～13時  
【場所】西都市働く婦人の家(コミュニティプラザパオ2階)  
【条件】西都市に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。  
【材料費】1,000円程度  
【持参品】エプロン、筆記用具  
【定員】6名(応募者多数の場合は事務局による抽選となります。)

◆申込み◆

- 窓口で直接か、FAXでお申込みください。  
○FAXの場合、必要事項をご記入の上ご応募ください。  
※必要事項…①講座名「アラカルト料理」とご記入ください。  
②氏名(フリガナ)、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢  
⑥区分(女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか)  
⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。  
○受付時間 月～金曜 9時30分～20時  
土曜 9時30分～16時(日曜・祝日は休館)  
○受付期間 11月2日(月)～28日(土)  
○中止もしくは延期となった場合は、個別にご連絡いたします。  
○問合せ先 西都市働く婦人の家  
TEL：32-6300 FAX：32-6333

(文書取扱：商工観光課)

## 犬のしつけ方教室

高鍋保健所において犬のしつけ方教室が開催されます。  
犬と飼い主と一緒に参加し、しつけと病気について学ぶものです。  
この教室は、5才未満の犬とその飼い主が対象です。  
ぜひご参加ください。

- 日時 1回目：11月21日（土）午前9時～11時  
2回目：11月28日（土）午前9時～11時  
※2回連続受講が原則です。
- 場所 高鍋保健所敷地内（高鍋町大字蚊口浦5120-1）  
雨天時：公用車駐車場
- 参加資格 原則、5才未満の犬とその御家族 ※見学は自由です。
- 内容 犬のしつけ方について（プロ訓練士による実演と指導）  
獣医の先生による犬の健康教室 ほか
- 申込方法 予約が必要です（11月9日（月）から受け付け）。  
高鍋保健所（22-1330）に直接電話でお申込みください。
- 定員 15組 ※先着順になります。
- 参加料 無料
- 問合せ 高鍋保健所 衛生担当まで
- お願い 当日は、マスク着用のうえ検温にご協力ください。

※犬がいなくなった時は、高鍋保健所・生活環境課・警察に連絡をしてください。

（文書取扱：生活環境課）

## 総合政策課会計年度任用職員募集について

総合政策課では、以下の通り会計年度任用職員を募集します。

1. 募集人員 会計年度任用職員 若干名
2. 雇用期間 11月16日（月）～令和3年2月19日（金）
3. 勤務内容 ふるさと納税業務に関する事務補助（PC入力作業等）
4. 勤務条件
  - 賃金 非常勤職員：時給925円以上（職務経験による加算あり）
  - 勤務時間 原則9時から16時まで（週29時間以内）  
※土日祝日は原則休みですが、繁忙期は出勤の可能性が  
あります。
  - 福利厚生 有給休暇、雇用保険、通勤手当（2km以上）
5. 募集締切 11月11日（水）17時まで ※必着
6. 応募方法 履歴書に写真を添付し、総合政策課 さいと力創造推進係ま  
で郵送または持参してください
7. 資格要件 パソコンの基本操作（Excel・Word等）ができる方  
※ただし、次に該当する方は応募資格がありません。
  - ・市税の滞納がある方
  - ・成年被後見人又は被保佐人
  - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は  
その執行を受けることがなくなるまでの方
8. 選考方法 面接により選考します。  
※面接の日程・結果については直接連絡します。
9. 問合せ先 総合政策課 さいと力創造推進係 32-1011  
〒881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地

（文書取扱：総合政策課）

## 法務局・人権擁護委員による 「人権・なやみごと相談所」を開設します

いじめ、差別、虐待、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力、近隣間のもめごとなどひとりで悩まずご相談ください。

相談は無料で秘密厳守になっておりますので、気軽にお越しください。

○日時 11月17日(火)  
午前10時から午後3時まで

○場所 西都市コミュニティセンター 1階  
市民協働推進課 相談室

○相談員 人権擁護委員 2名

その他関係機関でも、面談・電話による相談を平日午前8時30分から午後5時15分まで随時お受けしております。

関係機関名	電話番号	備考
宮崎地方法務局 人権擁護課	0985-22-5124	
みんなの人権110番	0570-003-110	全国统一ナビ
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
子どもの人権110番	0120-007-110	通話料無料

インターネット人権相談受付システム

○パソコンから(大人・子ども共通)

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

(文書取扱：市民協働推進課)

## 西都市地域子育て支援センター つばさ館

主に家庭で子育てをしている保護者とお子さんが集まり、情報交換したり、お子さんと一緒にみんなで遊べる交流の場です。利用料は無料です。

### ＜11月の行事予定＞

- 2日(月)～11月の製作【トトロ足形アート】(今月中随時)
  - 4日(水) 助産師さんに聞いてみよう①(予約制) AM10:00～12:00  
(身体測定&手形足形をとる成長記録会も並行して行います。)
  - 6日(金) リトミック♪ AM10:30頃～
  - 9日(月) 給食試食会(予約制) ※1食350円
  - 10日(火) 英語で遊ぼう(予約制) AM10:30頃～
  - 12日(木) 誕生会(11月生まれ) AM10:30頃～  
(冠等の準備があるので、参加希望の方はご連絡ください。)
  - 16日(月) 助産師さんに聞いてみよう②(予約制) AM10:00～12:00  
(身体測定&手形足形をとる成長記録会も並行して行います。)
  - 18日(水) アタッチメントベビーマッサージ(予約制) AM10:30頃～  
※参加費500円(オイル代込み)
  - 19日(木) おでかけ支援(生きがい交流広場) AM10:30頃～
  - 24日(火) 親子クッキング(予約制) AM10:30頃～※参加費150円
  - 25日(水) 給食試食会(予約制) ※1食350円
  - 27日(金) つばさ館カフェ(予約制) AM10:30頃～※参加費500円
- ※「助産師さんに聞いてみよう」は、4日(水)・16日(月)のどちらかに1回ご参加ください。

◆支援センターつばさ館概要◆ ※駐車場は横にあります。

【住所】西都市白馬町3番地(認定こども園こどもの家敷地内)

【連絡先】TEL:43-1049 FAX:43-1079

【利用時間】月曜～金曜:9時～15時 土曜:9時～12時(育児相談可)

【子育て相談】電話・来園・訪問でのご相談は随時お受けします。

【一時保育】料金・時間は1時間単位でのお預かりになります。

(1時間→350円、4時間→1,200円です。)

詳しくは電話でお問合せください。

(文書取扱：福祉事務所)